(設置)

第1 東京学芸大学(以下「本学」という。) に東京学芸大学幼稚園メンタリング・プロジェクト推進委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(目的)

第2 委員会は、文部科学省の国公私立大学を通じた大学教育改革の支援事業における平成18年度「資質の高い教員養成推進プログラム」に選定された本学並びに白梅学園大学との共同による「教員養成メンタリング・システムの開発」の取組(以下「取組」という。)のうち、本学における取組を推進することを目的とする。

(審議事項)

- 第3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 取組の計画及び実施に関すること。
  - (2) 取組の実施報告に関すること。
  - (3) その他取組の目的を達成するために必要な事項 (組織)
- 第4 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 副学長(教育等担当)
  - (2) 学系長 1名
  - (3) 教育学講座幼児教育学分野所属教員 若干名
  - (4) 各学系の教授会構成員のうちから当該学系長が推薦した者 各1名
  - (5) 総務部長
  - (6) その他学長が必要と認めた者 若干名

(委員長等)

- 第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第6 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第7 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て総務部企画課が処理する。 (その他)

第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が 定める。

附則

- 1 この要項は、平成18年11月2日から施行し、平成18年10月2日から適用する。
- 2 この要項は、平成20年6月30日限り、その効力を失う。